

特別特定建築物チェックシート(建築物移動等円滑化基準)

| | | |
|--------------|----|-----|
| 特定建築主等 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 敷地の地名地番 | | 市川市 |
| 建築物の用途 | | |
| 特別特定建築物の延べ面積 | | |

| 政令 | 項目 | 基準の主な内容 | 計画の内容 | 適否 |
|-----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------|
| 11条 | (廊下等) | 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。 | | 適 否 |
| | | 二 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分 には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を 行うために床面に点状ブロック等を敷設すること。 | 点状ブロック 有 無 明度差 有 無 | 適 否 |
| 12条 | (階段) | 一 踊場を除き、手すりを設けること。 | 手すり 有 無 | 適 否 |
| | | 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。 | | 適 否 |
| | | 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が 大きいこと等により段を容易に識別できるものとするこ と。 | | 適 否 |
| | | 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを 設けない構造とすること。 | | 適 否 |
| | | 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点 状ブロック等を敷設すること。 | 点状ブロック等 有 無 | 適 否 |
| | | 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段 以外の階段を設ける空間を確保することが困難である ときは、この限りでない。 | | 適 否 |
| 13条 | (階段に代わり、又はこれに 併設する傾斜路) | 一 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜が ある部分には、手すりを設けること。 | 傾斜路 有 無 勾配 高さ / cm | 適 否 |
| | | 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。 | | 適 否 |
| | | 三 その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等 によりその存在を容易に識別できるものとするこ と。 | | 適 否 |
| | | 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、 点状ブロック等を敷設すること | 点状ブロック等 有 無 | 適 否 |

| | | | | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|
| 14条 | (便所) 便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。 | 一 便所(男女の区別があるときは、それぞれの便所)内に、車いす使用者用便房を一以上設けること。 | 車いす便房(男女別) 有 無 | 適否 |
| | | 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。 | 水洗器具 有 無 | 適否 |
| | | 男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。 | 小便器 有 無 床置き式 有 無 壁掛式(35cm以下) 有 無 | 適否 |
| 15条 | (ホテル又は旅館の客室) ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。 | 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りイ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。 ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、80cm以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 車いす便房(男女別) 有 無 幅 cm | 適否 |
| | | 二 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。 ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。 | | 適否 |
| 16条 | (敷地内の通路) | 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | | 適否 |
| | | 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。こと。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 | 段 有 無 手すり 有 無 | 適否 |
| | | 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。こと。 | 有 無 勾配 高さ / cm | 適否 |

| | | | | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----|
| 17条 | (駐車場) 駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 | 一 幅は、350cm以上とすること。 | 幅 cm | 適否 |
| | | 二 利用居室からの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 | 経路 短 長 | 適否 |
| 19条 | (標識) | 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 | 標識 有 無 | 適否 |
| 20条 | (案内設備) | 当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 | 案内板 その他 | 適否 |
| | | 当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 | 点字 その他 | 適否 |
| | | 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。 | 案内所 有 無 | 適否 |
| 21条 | (案内設備までの経路) 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 | 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 | 点状ブロック等 音声 その他 | 適否 |
| | | 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。 イ 車路に近接する部分 ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものを除く。) | 点状ブロック等 有 無 点状ブロック等 有 無 | 適否 |

18条(移動等円滑化経路)

利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路のうち1以上 利用居室 有 無

| | | | |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------|
| 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 | | | |
| 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。 | | 段 有 無 傾斜路・昇降機 併設 | 適 否 |
| 二 出入口は、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、120cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | 50m以内 転回有り | |
| | ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 | 代替 併設 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 | 勾配 高さ / cm | |
| | ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 | 高さ 踊り場 有 無 cm | |
| 五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 | イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 | | 適 否 |
| | ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。 | 幅 奥行 cm cm | |
| | ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | | |
| | ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | | |

| | | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | | |
| | チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。 (1) かごの幅は140cm以上とすること。 (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。 | 幅 | cm |
| | リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | | |
| 六 | 特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。 | | 適否 |
| 七 | 敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ | 幅は、120cm以上とすること。 |
| | | ロ | 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 |
| | | ハ | 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| | | ニ | 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 |
| | | 幅 | cm |
| | | 勾配 高さ | / cm |
| | | | 適否 |

18条(移動等円滑化経路)

車いす用便房を設ける場合 車いす用便房から利用居室までの経路のうち1以上(利用居室がない場合は道等まで) 車いす用便房有 無

| | | | |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------|
| 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 | | | |
| 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。 | 段 有 無 傾斜路・昇降機 併設 | | 適 否 |
| 二 出入口は、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、120cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | 50m以内 転回有り | |
| | ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 | 代替 併設 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 | 勾配 高さ / cm | |
| | ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 | 高さ 踊り場 有 無 cm | |
| 五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 | イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 | | 適 否 |
| | ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。 | 幅 奥行 cm cm | |
| | ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | | |
| | ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | | |

18条(移動等円滑化経路)

車いす用駐車施設を設ける場合 車いす用駐車施設から利用居室までの経路のうち1以上(利用居室がない場合は道等まで) 車いす用駐車施設有 無

| | | | |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------|
| 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 | | | |
| 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。 | | 段 有 無 傾斜路・昇降機 併設 | 適 否 |
| 二 出入口は、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、120cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | 50m以内 転回有り | |
| | ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 | 代替 併設 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 | 勾配 高さ / cm | |
| | ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 | 高さ 踊り場 cm 有 無 | |
| 五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 | イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 | | 適 否 |
| | ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。 | 幅 奥行 cm cm | |
| | ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | | |
| | ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | | |

18条(移動等円滑化経路)

公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

| | | | |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------|
| 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 | | | |
| 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。 | | 段 有 無 傾斜路・昇降機 併設 | 適 否 |
| 二 出入口は、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、120cm以上とすること。 | 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | 50m以内 転回有り | |
| | ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 自動開閉 その他 | |
| 四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 | イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 | 代替 併設 幅 cm | 適 否 |
| | ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。 | 勾配 高さ / cm | |
| | ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 | 高さ 踊り場 有 無 cm | |
| 五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。 | イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 | | 適 否 |
| | ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。 | 幅 cm | |
| | ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。 | 幅 奥行 cm cm | |
| | ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | | |
| | ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | | |

